

最終更新日:2015年7月17日

ジャニス工業株式会社

取締役社長 山川芳範

問合せ先:取締役経営管理部長 富本和伸

証券コード:5342

<http://www.janis-kogyo.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、永続的に存在し発展できる会社をめざし、企業価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本として、経営の透明性を高めるとともに、少数精鋭による公正かつ迅速な意思決定に努めるべく、諸施策に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タカラスタンダード株式会社	2,951,000	15.39
ジャニス工業取引先持株会	1,771,000	9.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	910,000	4.74
株式会社LIXIL	900,000	4.69
株式会社三井住友銀行	585,000	3.05
伊奈輝三	575,000	2.99
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	500,000	2.60
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	493,000	2.57
伊奈喜代	405,000	2.11
株式会社木村技研	364,000	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を目指しております。また、監査役と内部監査部門は、定期的に、相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
森田雅也	公認会計士														
水野吉博	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田雅也	○	ライト税理士法人 代表社員	社外監査役森田雅也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的・中立的な意見・判断を適切に遂行していただけるものと判断しております。また森田雅也氏は、主要取引先の出身者ではなく、当社との間にコンサルティング契約等は一切なく、利害関係がありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたします。
水野吉博	—	—	社外監査役水野吉博氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、客観的・中立的な意見・判断を適切に遂行していただけるものと判断しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成25年6月27日開催の第79期定時株主総会決議により、取締役(社外取締役除く)に対して、株式報酬型ストックオプションとして年額30百万円を上限とした新株予約権を発行する制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬総額は次のとおりであります。

- (1)取締役 5名 50,635千円  
(2)監査役 3名 17,104千円(うち社外監査役 2名 7,334千円)

(注)

1. 取締役の報酬総額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役9,860千円)を含んでおりません。  
2. 上記には、平成27年3月25日に退任した取締役1名を含んでおります。  
3. 取締役の報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の年額報酬限度額は、平成23年6月28日開催の第77期定時株主総会の決議により、取締役が年額150百万円、監査役が年額30百万円であります。  
また、取締役会で決定された内規に基づき、取締役については社長が決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任部署はありませんが、必要に応じて経営管理部が対応しております。  
また、常勤監査役が取締役会の開始前または終了後に、必要に応じて社外監査役との意見・情報交換をしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の主な機関は、取締役会・監査役会・経営委員会があります。当社では、従来の取締役と監査役という枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制をとっております。

### 【取締役会】

取締役会は、取締役4名で構成し、経営に関する重要事項の意思決定をするとともに、各取締役の業務執行を監督する機関として位置付けております。  
なお、取締役の任期は1年とし、緊張感と機動性を持って任務を遂行しております。

### 【監査役会】

監査役会は、社内監査役1名と社外監査役2名で構成し、監査計画に基づく監査活動を行っております。  
また、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議へ出席し、経営の適正な監査・監視に努めております。

### 【経営委員会】

経営委員会は、全取締役及び全部門長で構成し、変化する経営環境により迅速に対応するため業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、経営戦略の策定、リスク対策等について幅広く議論し、必要に応じて取締役会に付議しております。  
なお、経営委員会の開催は毎月2回、年間24回となっております。

### 【内部統制委員会】

取締役を責任者として、各部門の代表者で構成されており、会社が抱えるリスク全般についての管理体制を強化を進めております。

### 【内部監査】

社長直轄の内部監査室を設置し、会社の財産及び業務を適正に把握し、不正・誤謬の発生を防止するとともに、経営の合理化ならびに能率の増進を目的としております。

### 【会計監査】

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。  
平成27年3月期において業務を執行した公認会計士については、下記のとおりであります。

(1)業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 宮本正司

指定有限責任社員 業務執行社員 久野誠一

(2)会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他5名

(3)監査報酬等の内容

公認会計士法第2条第1項に規程する業務に基づく報酬 16.8百万円

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名のうちの社外監査役2名は独立性が高く、かつ豊富なバックグラウンド・知識・経験を有しており、業務執行の最高決定機関である取締役会に出席していることから、経営の監視機能の面ではチェック体制は整っていると考えております。

なお、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、当社の事業内容に精通する専門家の社外取締役候補者を探すのは非常に困難があり、門外漢の候補者を選ぶことはかえって企業価値を損なうおそれがあります。また監査役を含め少人数で運営する中で、取締役の増員は経営判断への影響が大きく、慎重に判断する必要があります。一方、社外監査役を含めた各監査役は、取締役会において適宜必要に応じた積極的な意見を表明しており、これらは各取締役が議決権行使をするにあたって有益なものとなっています。従って、社外取締役に對し一般に期待される経営全般や利益相反の監督機能は実質的に実現されておりますので、適任者を見出せなかった現時点において、単に形式的にのみ社外取締役を選任することは、求められている企業価値の維持向上の観点からも適切でないと考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主様に分かりやすく開かれた株主総会運営を心掛けております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のIRエキスポへの出展を行い、個人投資家の皆様に当事業へのご理解を深めていただけるよう継続して出展していきたいと考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、株主総会招集通知、株主総会決議通知などを掲載しております。 <a href="http://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/ir/">http://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署は設けておりませんが、経営管理部が中心となり兼務しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにおいて、決算短信・適時開示資料を掲載し、経営方針や企業業績等の情報提供を行っております。

## **IV** 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、事業活動全般にわたり生じ得るさまざまなリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析や、その対応策の検討を行い、必要に応じて経営委員会、取締役会において審議を行っております。具体的には、新製品の開発、新事業・新市場への進出、工場の設備投資、業務提携等の経営戦略、地震対策等のあらゆるリスクを幅広く議論しております。また、経営管理部にて各部門の業務執行状況のチェックを実施するとともに、法的問題については、顧問弁護士から適時アドバイス、バックアップを頂いております。

また、内部統制委員会を設置し、取締役を責任者として、各部門の代表者で構成されております。会社が抱えるリスク全般についての管理体制を強化し、今後もガバナンス体制を一層充実させてまいります。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業活動における法令などを順守を定めた「倫理規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応することを基本方針としています。

- ・対応部署：経営管理部
- ・所轄警察との連携、顧問弁護士への速やかな相談

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

該当項目に関する補足説明

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---